

標準市議会委員会条例一部改正(オンライン委員会対応)

【①委員会の開会方法の特例】

第●●条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第二十条（(秘密会)）第一項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

※「大規模な災害等の発生等」について、「災害等」の「等」は、災害以外の「事故」を想定しており、「発生等」の「等」は、「警報の発令」など発生が予見されることを想定。

【②委員会の開会方法の特例・オンライン委員会の対象に育児等を加える場合】

第●●条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によつて、委員会を開会することができる。ただし、第二十条（(秘密会)）第一項の秘密会は、この限りでない。

一 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

二 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 第一項の規定により開会された委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

※「その他のやむを得ない事由」の濫用によるオンライン出席を防ぐため、委員長への届出ではなく、委員長の許可を要することとした。

【出席説明の要求】

第●●条（略）

- 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。（参考）

【公述人の決定】

第●●条（略）

- 2 （略）
- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

【参考人】

第●●条（略）

- 2 （略）
- 3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。
- 4 （略）

標準市議会会議規則一部改正（オンライン委員会対応）

- 出席委員には、オンラインによる方法で出席している委員を含む。
 - 委員外議員は、オンラインで発言可能。あらかじめ委員長に届け出。
 - オンライン出席委員は、表決に加わる。
 - 協議等の場（全協）をオンライン開催可能とする。
 - 請願の紹介議員は、オンラインで説明可能。あらかじめ委員長に届け出。
- ※野洲市の場合、請願者の出席説明を認めているため、そのオンライン化も併せて検討要。